

鹿沼市防災会議条例及び鹿沼市国民保護協議会条例
の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市防災会議条例及び鹿沼市国民保護協議会条例の一部を改正する条例
(鹿沼市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市防災会議条例（昭和 39 年鹿沼市条例第 31 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 3 条第 6 項中「33 人」を「36 人」に改める。

(鹿沼市国民保護協議会条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市国民保護協議会条例（平成 18 年鹿沼市条例第 31 号）の一部を次
のように改正する。

第 2 条第 1 項中「38 人」を「41 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。